

**食品の安全に関する
岐阜市実施計画（第４期）**

岐阜市

目次

1 食品の安全に関する岐阜市実施計画(第4期)について	3
2 岐阜市食品安全推進本部について	4
施策の方向1 食品等の安全性の確保	5
1 コンプライアンスの推進	5
(1)コンプライアンスの周知啓発の推進【重点施策】	5
2 自主衛生管理の推進	6
(1)HACCP の導入支援【重点施策】	6
3 監視指導・検査の推進	7
(1)食中毒対策【重点施策】	7
(2)アレルゲン対策【重点施策】	8
(3)放射性物質検査	9
(4)農薬対策	9
(5)食品添加物対策	10
(6)遺伝子組換え食品対策	10
(7)環境汚染物質・環境因子対策	11
(8)畜水産物対策	12
(9)健康食品対策	13
(10)食品表示対策【重点施策】	14
(11)輸入食品対策	15
(12)食品廃棄物対策	15
4 危機管理体制の構築	17
(1)危機管理対策の推進	17
施策の方向2 食品に対する安心感の向上	18
1 リスクコミュニケーションの推進	18
(1)双方向のリスクコミュニケーション【重点施策】	18
(2)食品の安全と信頼に関する情報の提供	18
2 食品の安全・安心に関する教育の推進	20
(1)学校等における食品安全教育の推進【重点施策】	20
(2)地域社会における食品安全教育の推進	20
3 食品の安全に関する各認定制度の活用	21
(1)食品の安全に関する各認定制度の普及推進	21

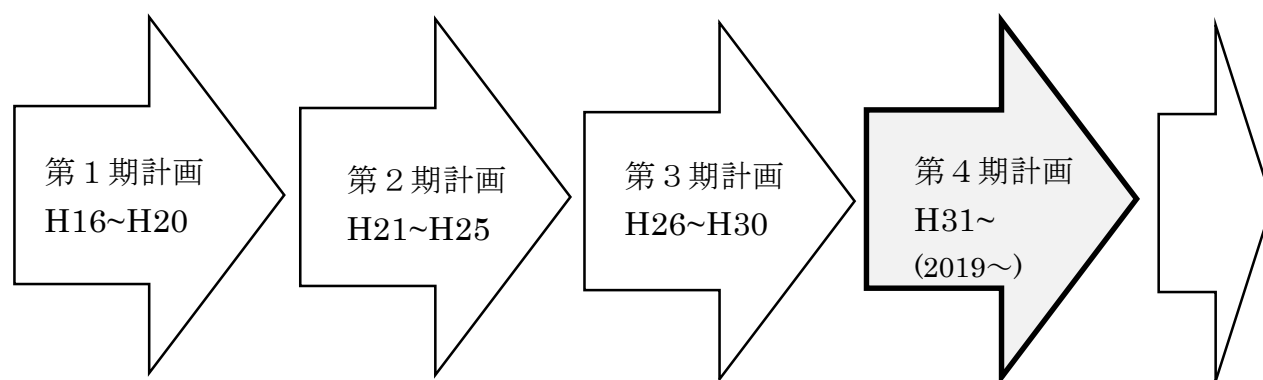
施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保	22
1 県内産農産物の生産・消費の推進	22
(1)環境にやさしい農業の推進	22
(2)地産地消の推進【重点施策】	22
2 食品の安全を支える調査研究の推進・活用	24
3 食品の安全を守る人材育成の推進	24
○目標数値等一覧	26
用語等解説	28

1 食品の安全に関する岐阜市実施計画(第4期)について

岐阜市では、市民の皆さまの安全で安心な食生活を確保するため、平成15年3月に「岐阜市食品安全推進本部要綱」を策定し、「岐阜市食品安全推進本部」を設置しました。本部として、部局を超えた市内の食品安全行政を円滑に推進するため、平成16年度から5か年計画として、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を定めております。

近年、少子高齢化の進行や、働き方の多様化、輸入食品の増大など、食品を取り巻く社会環境は大きく変化し、より食品等の安全性の確保が求められるようになっていきます。

こうした中、引き続き安全で安心な食生活を確保するため、岐阜県とも連携を図りつつ、平成31(2019)年度から取り組む「食品の安全に関する岐阜市実施計画(第4期)」を策定しました。なお、この計画は2024年度までの5か年計画ですが、期間中でも必要に応じて見直しを行います。

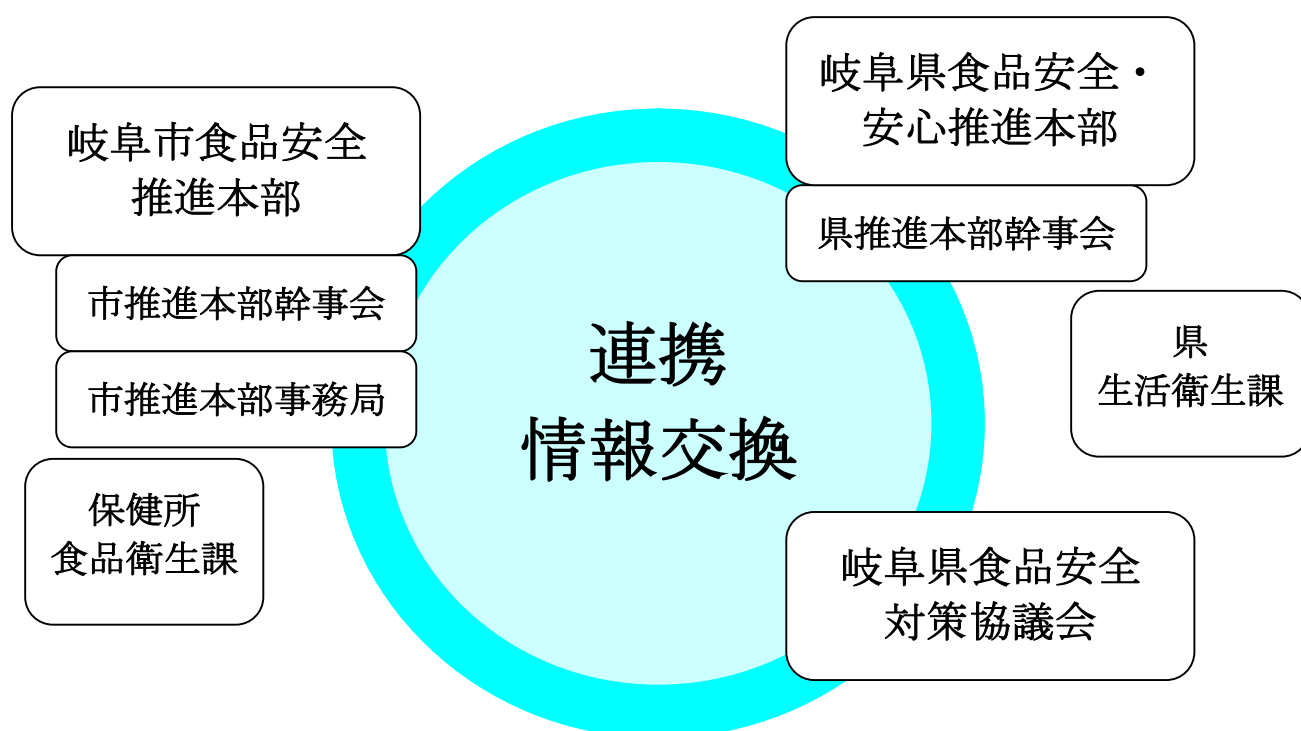


※第1期、第2期は「食品の安全に関する岐阜市行動計画」

2 岐阜市食品安全推進本部について

市民の皆さまの安全で安心な食生活を確保するためには、全庁的かつ横断的な体制による連携が必要です。そのため、市長を本部長とする「岐阜市食品安全推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置し、推進本部内に幹事会を設け、機動性、迅速性、専門性を重視した取組みを進めます。

また、県が組織する学識経験者、消費者、生産者、流通販売業の代表からなる「岐阜県食品安全対策協議会」に参加するなど、積極的に市民の皆さまの食品安全に関するさまざまな意見を収集・活用し施策を展開していきます。



〇市が実施する具体的な計画

施策の方向1 食品等の安全性の確保

1 コンプライアンスの推進

(1)コンプライアンスの周知啓発の推進【重点施策】

コンプライアンスに対する意識定着を促し、コンプライアンス体制の構築を促進します。また、コンプライアンスに取り組む食品等事業者を応援する雰囲気社会に醸成します。

主な事業

〇食品等事業者に対する講習会の開催（食品衛生課、保健医療課）

食品等事業者に対し、食品表示法、食品衛生法等に関する理解促進を図るため、岐阜市食品衛生協会等の関係団体と連携し、講習会を開催します。講習会を通じて、コンプライアンスに関する意識の定着を図り、周知啓発を行います。

項目	単位	2017 年度 (実績)※1	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
食品表示講習会 (事業者対象)の受講 者数(累計)	人	289	100	200	300	400	500	食品衛生課 保健医療課 (※2健康増進課)
食品衛生責任者 養成講習会実施回数	回	4	4	4	4	4	4	食品衛生課
食品衛生責任者 講習会実施回数(※3)	回	31	31	31	31	31	31	食品衛生課

※1 累計目標としている指標については、第3期計画期間中平成29(2017)年度までの平均値

※2 平成29(2017)年度までは担当課に健康増進課を含む。

※3 平成30(2018)年6月に食品衛生法が改正され、食品衛生責任者講習会の受講対象者が大幅に変更になる可能性あり。(食品衛生責任者を設置する業種が2021年に定められる。)

〇食品廃棄物の適正処理（食品衛生課）

食品等事業者に対し、食品廃棄物の適正な処理について、講習会及び施設監視時に啓発を行います。

2 自主衛生管理の推進

(1)HACCP の導入支援【重点施策】

平成30(2018)年6月に公布された改正食品衛生法では、全ての食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理の導入が制度化されました。

事業者は「HACCP に基づく衛生管理」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかを導入することになります。

事業者自らが営業の規模や事業内容に応じて、HACCP に沿った衛生管理ができるように支援します。

主な事業

○HACCP に沿った自主的な衛生管理手法の導入支援(食品衛生課)

業界団体や支援組織が取り組むあらゆる支援事業を事業者案内し、事業者が活用しやすい、取り組みやすいものを自ら選べるよう情報提供し、HACCP システムに沿った自主的な衛生管理の導入を支援します。

○食品衛生指導員への助言(食品衛生課)

岐阜市食品衛生協会が自主衛生管理の一環として実施している食品衛生指導員活動において、HACCP 導入に関する助言を行い、食品等事業者に対する HACCP 普及の取り組みを支援します。

○岐阜市 HACCP 導入施設認定制度の推進(食品衛生課)

平成29(2017)年4月に食品等事業者を対象とした「岐阜市 HACCP 導入施設認定制度」を創設しました。HACCP に基づく衛生管理の導入を希望する施設への相談対応、助言指導を行います。一定水準以上の衛生管理を行っている施設に対し、申請に応じて審査し認定します。HACCP 導入による高度な衛生管理の推進を図ります。

3 監視指導・検査の推進

(1)食中毒対策【重点施策】

食中毒事故の未然防止のため、公共食等の安全性の確保、食品関連施設等への効率的な監視指導及び消費者や食品等事業者への食品衛生知識の普及啓発を実施することにより、市民の健康を守ります。

主な事業

○食品関連施設の監視指導（食品衛生課）

「食品衛生監視指導計画」に基づき、効率的かつ効果的な監視指導を行います。

○食品衛生責任者養成講習会・食品衛生責任者講習会における周知啓発（食品衛生課）

食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生責任者講習会において、食中毒に関する情報を提供し、食品衛生知識の普及を図ることにより、食中毒防止対策についての普及啓発を行います。

○市内に流通する食品の汚染状況調査（食品衛生課）

食中毒菌の汚染状況を調査するため、市内に流通する食品（鶏卵・食肉）の細菌汚染実態調査を行い、その結果に基づき食品等事業者に対する助言、指導を行います。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
市内に流通する食品 (鶏卵・食肉)の細菌 汚染実態調査の検査 数(累計)	検体	16	15	30	45	60	75	食品衛生課

○集団給食施設に対する立入指導等（食品衛生課）

集団給食施設(学校(小・中学校、幼稚園)、保育所、病院、社会福祉施設、その他(事業所等))を重点施設と位置づけ、毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定し、監視指導を実施します。

○学校給食関係者に対する研修の実施（食品衛生課、学校給食課、子ども保育課）

小中学校の調理員、栄養教諭等、及び保育所(園)・認可外保育施設の給食調理員を対象に給食の衛生管理等、食の安全に関する研修を行います。

項目	単位	対象施設	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
集団給食施設の調理従事者等を対象とした衛生講習会の実施(累計)	(受講者) 人	集団給食施設	916	500	1,000	1,500	2,000	2,500	食品衛生課

○各種イベントにおける指導(食品衛生課)

市内で開催される各種イベントについて、提供される食品の種類や数量などに関する情報を収集し、事前に適切な衛生指導を実施し、適時監視指導を行います。

○ジビエの安全性に関する周知(食品衛生課)

食品衛生責任者講習会等において、県が平成25年11月に策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」の周知及びジビエの衛生管理について普及啓発を図ります。

○ジビエの衛生管理に関する指導(食品衛生課)

ジビエの処理を行う施設に対し、県の「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づく衛生指導を行い、安全・安心なジビエの提供を図ります。

(2)アレルゲン対策【重点施策】

食物アレルギーによる健康被害を防ぐため、市内で製造または流通する食品について、アレルゲンの表示が適正であるかどうか、学校給食等で食物アレルギー対策が適切に行われているか確認します。

主な事業

○アレルゲンに関する監視指導(食品衛生課)

食品等事業者に対し、監視の際にアレルゲンのコンタミネーション防止対策指導を行います。また、市内で製造または流通する食品について、表示義務のあるアレルゲン(卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに)の検査を行い、表示が適正に行われているかどうか確認します。

○学校給食等における食物アレルギー対策(食品衛生課)

学校や保育所等の給食調理現場では、食物アレルギーを有する児童等に対し、必要に応じてアレルゲン除去食の提供を行っているため、学校給食等のアレルゲン除去食の収去検査を実施します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
アレルギー検査数(学校給食を除く)(累計)	検体	5	5	10	15	20	25	食品衛生課
アレルギー検査数(学校給食)(累計)	検体	—	5	15	25	35	45	食品衛生課

○食物アレルギーに関する周知(食品衛生課)

食品等事業者及び消費者に対し、各種講習会などを通じて、アレルギー表示制度や食物アレルギーに関する知識の普及を図ります。

(3)放射性物質検査

市内に流通する食品等の放射性物質検査を実施し食品の安全性を確認するとともに、結果を公表し安心感の向上を図ります。

主な事業

○市内流通食品の放射性物質検査事業(食品衛生課)

市内に流通している食品及び市内学校給食等で使用する食材を対象に放射性物質検査を行い、ホームページで情報提供を行います。

○空間放射線量率の監視(環境保全課)

岐阜市役所本庁舎で NaI(Tl)シンチレーションサーベイメーターを用いて、概ね地上1mの高さにおける空間放射線量率を週に1回測定し公開します。

(4)農薬対策

市内で生産、流通する農産物(輸入品を含む)について、残留農薬検査を行います。検査結果は公表し、消費者の不安解消を図ります。

主な事業

○農産物等の残留農薬検査(食品衛生課、農林課)

市内で生産または流通する野菜、果実(輸入品を含む)等について、残留農薬検査を実施します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
残留農薬検査実施数(累計)	検体	36	35	70	105	140	175	食品衛生課
市内産農産物の残留農薬基準超過件数	件	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	食品衛生課 農林課

○農薬に関する講習会の開催(農林課)

農薬使用者の自主管理体制を強化するため、県と共催で農薬使用者に対する研修会を実施します。

(5)食品添加物対策

市内で製造、流通する食品について、食品添加物検査を行い、食品添加物の使用基準が守られ表示が適正に行われているか確認します。

主な事業

○食品関連施設に対する監視指導(食品衛生課)

市内の食品製造施設に対し立入検査を行い、食品及び原材料の食品添加物の使用実態を確認し、適正な使用を指導します。

○市内に流通する食品の検査(食品衛生課)

輸入食品を含む市内に流通する食品について、保存料、着色料等食品添加物の検査を実施し、適正な使用、表示が行われているか確認します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
食品添加物検査実施数(輸入食品を含む) (累計)	検体	111	110	220	330	440	550	食品衛生課

○食品添加物に関する情報提供(食品衛生課)

岐阜市食品衛生協会と連携し、食品衛生責任者講習会等において食品添加物に関する適正な使用や表示に関する情報提供を行い、知識普及を図ります。

(6)遺伝子組換え食品対策

安全性を審査していない遺伝子組換え食品の流通を防止し、遺伝子組換え表示の適正化を図ります。

主な事業

○食品製造施設への立入検査の実施(食品衛生課)

食品製造施設の立入検査を行い、適切に分別生産流通管理された原材料が使用されていることを確認します。

また、不適正な表示で、遺伝子組換え食品の使用が疑われる場合には、検査を行います。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
遺伝子組換え 検査	件	—	該当する食品の製造が疑われたとき					食品衛生課

(7)環境汚染物質・環境因子対策

食品を経由して人に影響を及ぼすおそれのある物質について、環境中や食品中の汚染及び分布状況の調査を実施し状況の把握に努め、市内で生産、流通する食品の安全性を確認します。

主な事業

○環境中の汚染物質対策(環境保全課)

市内の環境中の汚染物質に関する調査を継続的に実施して汚染状況の把握に努めます。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
ダイオキシン類常時 監視	地点	21	21	21	21	21	21	環境保全課
河川重金属類	地点	17	17	17	17	17	17	環境保全課
河川 PCB	河川	3	3	3	3	3	3	環境保全課
河川底質 PCB	河川	3	3	3	3	3	3	環境保全課
地下水の水質汚濁に 係る環境基準項目	地点	30	30	30	22	22	22	環境保全課

○食品中の環境汚染物質実態把握(食品衛生課)

市内で生産、流通する食品について、下記のとおり含有量の検査を実施し、汚染状況及び分布状況の把握に努めます。

- ① 市内産の米について、重金属(カドミウム)の含有量検査を実施します。
- ② 長良川に生息するあゆについて、PCB及び重金属の含有量検査を実施します。
- ③ 市内で流通する近海魚の重金属含有量検査を実施します。
- ④ 市内で流通する牛乳について、PCB含有量検査を実施します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
市内産米のカドミウム検査数(累計)	検体	2	2	4	6	8	10	食品衛生課
あゆのPCB及び重金属検査数(累計)	検体	2	2	4	6	8	10	食品衛生課
近海魚の重金属検査数(累計)	検体	4	4	8	12	16	20	食品衛生課
牛乳のPCB検査数(累計)	検体	5	5	10	15	20	25	食品衛生課

(8)畜水産物対策

市内で生産または流通する牛乳、食肉、魚介類などの畜水産物(輸入品を含む)について、動物用医薬品の検査を継続的に実施します。検査結果は公表し、消費者の不安を解消します。

また、家畜の生産段階における動物用医薬品の適正使用を徹底、及び法令に定めるBSE検査を適切に実施するとともに、特定部位の適正な除去及び分別管理などのBSE対策の徹底を指導し、畜水産物の安全・安心を図ります。

主な事業

○動物用医薬品の適正使用に関する生産者指導(畜産課)

家畜の疾病予防を推進し、健康で安全・安心な畜産物の生産を図ります。

口頭での指導に加え、動物用医薬品指示書、動物用医薬品処置報告書を獣医師から畜産農家へ直接交付することにより、より一層の動物用医薬品の適正使用の徹底を図ります。

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準遵守を畜産農家に対し啓発していきます。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
畜産農家への巡回指導	—	全農場	全農場	全農場	全農場	全農場	全農場	畜産課

○飼養衛生管理に関する生産者指導(畜産課)

伝染性疾病的防除及び慢性疾病等の生産性を阻害する疾病防除の対策として、飼養衛生管理技術を向上させ、家畜の生産効率の改善、家畜伝染性疾病等の発生予防・まん延の防止・清浄性の維持、並びに安全・安心な畜産物の生産を図ります。

○市内に流通する食品等に対する検査(食品衛生課、食肉衛生検査所)

市内のと畜場及び食鳥処理場で処理された食肉や、市内に流通する、牛乳、食肉、卵、魚介類等の畜水産物(輸入品を含む)について、抗生物質、合成抗菌剤、内部寄生虫用剤の検査を実施します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
抗生物質・合成抗菌剤検査実施数(流通品)(累計)	検体	23	18	36	54	72	90	食品衛生課
抗生物質・合成抗菌剤・内部寄生虫用剤検査実施数(と畜場及び食鳥処理場)(累計)	検体	761	750	1,500	2,250	3,000	3,750	食肉衛生検査所

○と畜場及び食鳥処理場における枝肉等の汚染対策(食肉衛生検査所)

と畜場及び食鳥処理場へのHACCPの導入を支援し、と畜場及び食鳥処理場の作業員の衛生意識の向上を図ります。また、腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等の食中毒菌に汚染されないように防止対策の徹底を指導します。

○と畜場におけるBSE対策(食肉衛生検査所)

と畜場に搬入される牛について、法令に定めるBSE検査を適切に実施します。

牛肉の安全を確保するため、牛の特定部位の適切な除去及び分別管理の徹底について監視指導します。

(9)健康食品対策

医薬品成分を含む健康食品を販売したり、不適切な広告宣伝が行われることのないよう、事業者に対する指導を徹底し、健康食品の安全性を確保します。また、消費者が、必要性の有無や使用方法などについて正しい判断ができるように、健康食品に関する情報提供を行います。

主な事業

○健康食品取扱事業者に対する監視指導(保健医療課)

健康食品による健康被害を未然に防止するため、取扱事業者への立入検査やインターネット等の広告監視により指導取締りを行い、無承認無許可医薬品の発見や流通防止に努めます。

○健康食品製造施設の調査指導(食品衛生課)

健康食品製造施設のうち、錠剤、カプセル状等食品の製造施設について、立入調査を実施し、安全な食品を共有するために必要な衛生管理がなされているか、監視指導します。

○健康食品等事業者に対する講習会の開催（食品衛生課）

健康食品等事業者に対し講習会（食品表示等総合講習会）を行い、健康増進法等の法令遵守を呼びかけます。

○消費者に対する健康食品に関する講習会の開催（食品衛生課、保健医療課）

消費者が健康食品について正しく理解し有効に使用できるよう、出前講座を実施します。

(10)食品表示対策【重点施策】

食品表示が適正に行われるよう事業者に対する監視指導を行うとともに、事業者及び消費者に対して、食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。

主な事業

○食品表示の監視指導（食品衛生課、保健医療課）

食品等事業者に対し、法律に基づく立入検査を実施し、適正な表示の監視指導を行います。また、県の定める食品表示適正化強化月間には、食品表示に関係する各行政機関担当者が合同で食品表示の監視検査指導を行います。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数（累計）	回	24	20	40	60	80	100	食品衛生課 保健医療課 (※健康増進課)

※平成 29(2017)年度までは担当課に健康増進課を含む。

○食品等事業者に対する講習会の開催（食品衛生課、保健医療課）

食品表示に関する正しい知識の普及を図るため、食品等事業者を対象に食品表示に関する法令等の講習会を開催します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
食品表示講習会（事業者対象）の受講者数（累計）（再掲）	人	289	100	200	300	400	500	食品衛生課 保健医療課 (※健康増進課)

※平成 29(2017)年度までは担当課に健康増進課を含む。

○消費者に対する食品表示の情報提供（食品衛生課、消費生活課）

「出前講座」等により、消費者に食品表示に関する正しい知識を普及します。

○食品表示に関する相談対応（食品衛生課）

消費者からの食品表示に関する質問や、事業者からの食品表示相談を受け付けます。

(11)輸入食品対策

市内に流通する輸入食品について残留農薬検査、食品添加物検査を継続実施し、安全性の確認をします。検査結果を公表するとともに、国や他自治体と連携し、輸入食品に関する情報交換に努めます。

主な事業

○市内に流通する輸入食品の検査(残留農薬)(食品衛生課)

市内を流通する輸入食品について、残留農薬に関する基準を超過したものがないか検査を行い確認します。

○市内に流通する輸入食品の検査(食品添加物)(食品衛生課)

市内を流通する輸入食品について、指定外添加物の使用や、防かび剤などの使用状況について検査を行い、食品添加物の適正な使用・表示が行われているかを確認します。

○市内に流通する輸入食品の検査(残留動物用医薬品)(食品衛生課)

市内を流通する輸入食肉・水産物等について、残留動物用医薬品に関する基準を超過したものがないか検査を行い確認します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
市内に流通する輸入食品(農産物等)の残留農薬検査実施数(累計)	検体	9	10	20	30	40	50	食品衛生課
市内に流通する輸入食品(加工食品)の食品添加物検査実施数(累計)	検体	11	12	24	36	48	60	食品衛生課
市内に流通する輸入食肉等の残留動物用医薬品検査実施数(累計)	検体	—	5	10	15	20	25	食品衛生課

(12)食品廃棄物対策

平成27年度、産業廃棄物処理業者及び食品製造業者により食品廃棄物が再び食品として販売されるという事案が発生しました。食品製造施設においては、食品の衛生管理と合わせて、製造工程から排出される廃棄物が適正に廃棄されているかの確認を行う必要があります。

また、循環型社会の形成にあたっては、日常生活の身近な課題である家庭ごみの減量

化の取組みを呼びかけ、積極的に推進しています。さらに、食品廃棄物を削減するため、市内の飲食店等と連携して食べきり運動を推進することにより、市民の「食べきり」に対する意識向上と実践に向けた普及・啓発を図ります。

主な事業

○休業施設の監視（食品衛生課）

岐阜市食品衛生協会の食品衛生指導員等と連携して、食品等事業者の営業状態等の情報収集に努め、休業施設の状況について定期的な確認を行います。

○食品衛生責任者講習会における周知徹底（食品衛生課）

食品衛生責任者講習会を活用し、関連事業者に食品廃棄物の適正な処理について周知するとともに、事業者としての責任の周知徹底を図ります。

○「3・3プロジェクト 岐阜市食べきり協力店」登録制度の運用（低炭素・資源循環課）

料理の食べ残し等の削減を実施していただいている飲食店等を協力店として登録し、ホームページ等で紹介します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
岐阜市食べきり協力店登録店舗数(累計) ※	店	—	90	120	150	—	—	低炭素・資源循環課

※2022 年度以降の目標は未定であり、今後、設定を検討。

○「3・3プロジェクト」の普及啓発（低炭素・資源循環課）

各種の広報等により、「3・3プロジェクト」の普及を図り、市民の食品廃棄物削減に関する意識を高めます。

4 危機管理体制の構築

(1)危機管理対策の推進

食中毒をはじめとする食品関連の事故等の緊急事態に迅速に対応し、被害の拡大防止と原因究明を的確に行うため、各種マニュアル等を整備し、不測の事態に備えます。

また、食品による健康被害の未然防止や拡大防止のため、食品に関する正確な危機管理情報を迅速に発信します。

主な事業

○危機発生時の初動体制の整備（食品衛生課）

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、初動体制に遅れが生じることの無いように体制を整えます。国や県と相互に連携や協力を行うとともに、厚生労働大臣が設置する広域連携協議会を活用し、対応に努めます。また「岐阜市健康危機管理基本指針」により、重大な健康危機の際は、「岐阜市健康危機管理対策本部」を設置して、健康被害の拡大防止、医療確保、原因究明等を実施します。

○健康危機管理に関するマニュアルの改訂及び周知（保健医療課、衛生試験所、食品衛生課、食肉衛生検査所）

新しい知見や情勢の変化に対応して、食品の危機管理に関するマニュアルを改訂し、迅速・的確な体制を整備。関係職員に対しマニュアルの周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

○食品安全連絡会議への参加（食品衛生課）

食品関係団体や事業者と行政機関で構成され、食品の危機関連事案の未然防止、食品の安全確保、情報共有体制の整備を目的として県が開催する「食品安全連絡会議」に参加し関係機関と連携を深め、協力体制を構築します。

○食品緊急情報メールの活用（食品衛生課）

県が実施する「食品緊急情報メールシステム」の普及に努め、食品等事業者が、食中毒警報や食品の自主回収情報などの情報を迅速に入手できる体制を整えます。

○災害時における対応の強化（食品衛生課）

避難所に派遣される職員と協力して、避難所における食物アレルギーや食中毒による健康被害の防止に努めます。

施策の方向2 食品に対する安心感の向上

1 リスクコミュニケーションの推進

(1) 双方向のリスクコミュニケーション【重点施策】

食品に対する安心感を向上させていくため、行政や関係者が一方的に情報提供を行うのではなく、全ての関係者が正しい知識・情報に基づいて自ら判断し選択できる能力を身につけられるよう、双方向のリスクコミュニケーションを推進します。

主な事業

○食品安全をテーマとしたシンポジウムの開催(食品衛生課)

県との共催で食品安全シンポジウムを開催するなど、県と連携をとりながらリスクコミュニケーションを積極的に推進します。

○食品安全をテーマとした講習会・イベントの開催(食品衛生課)

小学生と家族を対象とした食品の製造工場の見学及び製造者と意見交換を行う「家族で学ぼう「子ども一日食監」」などのイベントを開催します。

また、「出前講座」などにより市民との意見交換、情報提供を積極的に行います。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
リスクコミュニケーション事業等の参加者数(累計)	人	933	150	300	450	600	750	食品衛生課
リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	%	95	90	90	90	90	90	食品衛生課

○インターネット等を利用したリスクコミュニケーション(食品衛生課)

ホームページ等を活用するなど、情報提供を行いながら、市民の意見を収集します。

(2) 食品の安全と信頼に関する情報の提供

食品の安全に関するさまざまな情報の迅速かつオープンな提供に努めていきます。

正しい情報により、自分でリスク対策を判断したいという消費者のニーズに応えるとともに、より多くの消費者に情報が届くよう工夫します。

主な事業

○市の実施した施策に関する報告(食品衛生課)

市の実施した食品の安全確保に関する施策(岐阜市食品衛生監視指導計画、収去検査結果等)について、その概要と結果をとりまとめ公表します。

○食品の安全に関する情報提供(全関係課)

食品の安全に関する情報や市の取組みを市民に情報提供するため、広報、ホームページ等を活用し、わかりやすく迅速な情報提供・情報公開を実施し、施策に対する透明性と信頼性の向上を図ります。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
「広報ぎふ」での情報提供数(累計)	回	20	15	30	45	60	75	食品衛生課

・(3)市民の意見の収集と活用

市民が望む食品安全を実現するため、市民の意見を聴取し、施策に反映させていきます。

主な事業

○食品安全対策協議会への参加(食品衛生課)

県が開催する「岐阜県食品安全対策協議会」に参加し、生産者、消費者、流通業者、食品等事業者、学識経験者代表から県の実施する施策や食品の安全確保と安心感向上に関する意見を聴取、提言内容を市の施策に反映できるよう努めます。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
食品安全対策協議会参加回数	回	3	3	3	3	3	3	食品衛生課

○食育推進会議の開催(健康増進課)

食育に関わる関係機関や団体の代表者を構成員とし、幅広い分野からの意見を聴取します。

○食品安全ウォッチャーの活用(食品衛生課)

食品安全に関する事業の参加者から食品安全ウォッチャーを募集し、食品安全に関する意見を収集するとともに、食品安全に関するアンケート調査を行います。

○食の安全に関する相談対応(食品衛生課)

保健所食品衛生課を相談窓口とし、食品の安全性等に関する市民の質問や相談に対し、適切な情報提供やアドバイスを行います。

2 食品の安全・安心に関する教育の推進

(1)学校等における食品安全教育の推進【重点施策】

子どもたちへ食品安全について学ぶ場を提供し、食品に関する正しい知識が身につくように教育を推進します。

主な事業

○家族で学ぶ食の安全「子ども一日食監」(食品衛生課)

小学生とその家族を対象に食品の生産現場を施設見学及び製造者との意見交換を行い、食品の安全について学ぶ食品安全セミナーを開催します。

○児童に対する食品衛生啓発事業(食品衛生課、教育委員会)

岐阜市独自の事業として、教育委員会と保健所が連携し作成した啓発パンフレット「太郎さんの食中毒事件簿」を活用し、児童への食品衛生啓発推進を図ります。

○手洗い・食中毒予防対策講習会の実施(食品衛生課)

「出前講座」等により、小中学校等で子どもたちに正しい手洗いの方法、食中毒の予防対策について講習会を開催します。

○学校等の先生や保護者を対象とした講習会の実施(食品衛生課)

要望に応じ、食品の安全性に関する講習会を開催し、先生や保護者から正しい情報が子どもたちに伝わることにより、食品安全の知識が身に付くように啓発します。

(2)地域社会における食品安全教育の推進

安全で安心な食生活のためには、消費者自身が食品等についての知識を身につけることが重要です。また、家庭で発生する食中毒等の健康被害を予防するためには、消費者自身による対策が求められます。

近年、地域に住む児童等を対象とした「子ども食堂」が増加していますが、安全・安心な食事の提供のためには、子ども食堂を運営する団体等が食品安全に関する十分な知識を持つ必要があります。

消費者が自ら食品を判断し、選択できる能力を獲得するための支援を行います。

主な事業

○出前講座の実施(食品衛生課)

食品の安全に関する出前講座を市民からの要望に応じて実施します。

○食品のリスクに関する情報の提供（食品衛生課）

ホームページや広報ぎふを活用し、食品に関するさまざまなリスクについての情報を分かりやすい形で提供します。

○子ども食堂等の衛生的な食事提供の推進（食品衛生課）

子ども食堂の実施状況を把握し、実施する団体等に対し事故防止の観点から情報提供、助言、指導を行います。

3 食品の安全に関する各認定制度の活用

(1)食品の安全に関する各認定制度の普及推進

食品安全に関する市の各認定制度を浸透させます。

主な事業

○岐阜市HACCP導入施設認定制度の推進（食品衛生課）

HACCPに基づく衛生管理の導入を希望する施設への相談対応、助言指導を行います。岐阜市の定める基準を満たす衛生管理を行っている施設に対し、申請に応じて審査し認定します。HACCP導入による高度な衛生管理の推進を図ります。認定を取引先や消費者に示すことで、食品の安心にかかる信頼度が高まることで事業者・消費者双方のメリットとなるよう制度の認知度向上に努めます。

○ぎふクリーン農業補助事業（農林課）

ぎふクリーン農業に取り組む農業者に対し、補助事業を実施します。

○GAP取組みの支援（農林課）

GAPに取り組む農業者の認証取得を支援します。

○岐阜市食べキリ協力店制度の運用（低炭素・資源循環課）

3・3プロジェクトに協力する飲食店等を協力店として登録し、ホームページ等で紹介します。

○岐阜市食べキリ協力店の活用（食品衛生課）

「岐阜市食べキリ協力店」に登録した店から消費者へ食品表示をはじめ、食の安全に関する情報提供を行います。

○ぎふ食と健康応援店の活用（健康増進課）

栄養成分表示などの情報提供をする飲食店として「ぎふ食と健康応援店」の登録を実施しています。飲食店を通じて消費者に食の安全に関する情報提供を行います。

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

1 県内産農産物の生産・消費の推進

(1)環境にやさしい農業の推進

将来にわたり安全な農産物を提供するため、環境にやさしい農業への支援や安全な農産物の安定供給に必要な担い手を育成するとともに、農業の生産地における食品安全の意識を高め、GAP導入等による生産管理強化への取組みを支援します。

主な事業

○環境保全に有効な栽培技術の普及促進(農林課)

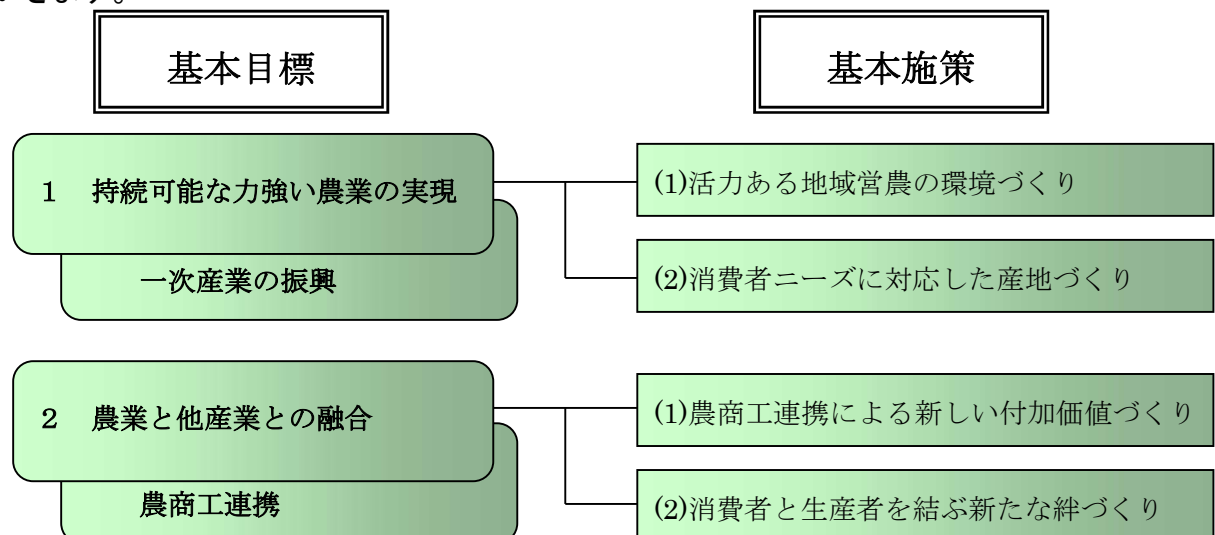
県が実施する「ぎふクリーン農業」を積極的に推進し、減化学合成農薬・減化学肥料による農作物栽培を生産者組織等に働きかけ、「ぎふクリーン農業」の生産登録面積を拡大していきます。

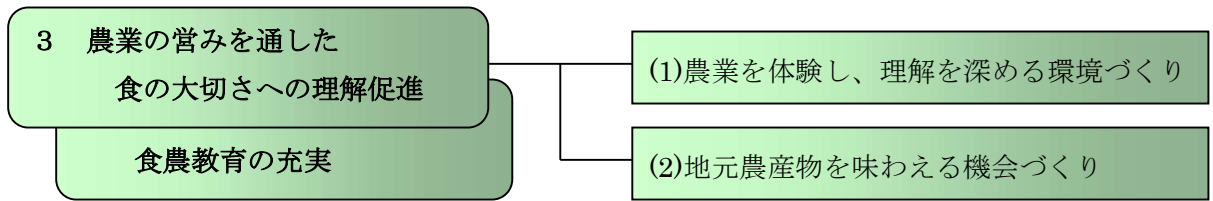
○GAPチャレンジの推進(農林課)

GAPに取り組もうとする農業者を支援します。

(2)地産地消の推進【重点施策】

市では、「地産地消立市」を市政の重要施策の一つに掲げ、平成25年2月に「岐阜市地産地消推進計画」を策定しました。この計画に基づき、「持続可能な力強い農業の実現(一次産業の振興)」「農業と他産業との融合(農商工連携)」「農業の営みを通じた食の大切さへの理解促進(食農教育の充実)」という3つの基本目標を柱に、その目標を達成するための6つの「基本施策」に基づき、「地産地消立市」の実現に向け、具体的な施策事業を展開していきます。





主な事業

○「ぎふ地産地消推進の店 ゑふ〜ど」の認定（農林課）

地産地消を推進する取組みを広く市民及び観光客にPRすることにより、地場産品の生産及び消費を拡大すること、並びに、農業者による商工業者との連携及び経営の多角化を促進することで農業の振興を図ることを目的として、岐阜市、山県市、本巣市、本巣郡北方町、羽島郡笠松町の3市2町で、地場産品を積極的に取り扱う店舗等を「ぎふ地産地消推進の店 ゑふ〜ど」として認定します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
ぎふ地産地消推進の店 認定店舗数 (年度末現在)	店舗	128	135	135	135	135	135	農林課

○農産物直売所の支援（農林課、経済政策課）

直売施設出荷者を支援し生産基盤を強化することにより、地元農産物の生産増加を図ります。

また、市内で生産されている代表的な農産物の特徴や販売時期が分かるカレンダーを掲載した「ぎふベジ BOOK」や、新鮮な農産物を販売している直売所や、飲食店、食品加工所などを紹介した「ぎふ〜どマップ」を活用し、地元農産物への理解を深め、農産物直売所の利用拡大を図ります。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
農産物直売所販売額 (おんさい広場 鷺山店)	億円	8.4	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	農林課

* 平成 20 年度経営構造対策事業として岐阜市補助金

○学校給食における地産地消の推進（学校給食課）

学校及び家庭での食育活動等を通して、子どもたちの地元農作物への愛着を醸成し、継続的な消費拡大につながるよう、学校給食に県内産農産物を使用します。

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
市内学校給食における 県内産野菜の使用割合 (年間)	%	27	23	23	23	23	23	学校給食課
市内学校給食の牛乳消 費量に占める県内産牛 乳の割合(年間)	%	100	100	100	100	100	100	学校給食課
市内学校給食における 岐阜県産「はつしも」の 使用割合(年間)	%	100	100	100	100	100	100	学校給食課

2 食品の安全を支える調査研究の推進・活用

市では、県の実施する研修会等に積極的に参加するとともに、監視指導技術、検査手法の向上等を目的とした調査研究を行い、効率的な施策の実施に役立てます。

主な事業

○調査研究の推進(衛生試験所、食品衛生課、食肉衛生検査所)

試験検査機関による調査研究をはじめとして、監視指導方法や危機管理に関する実践的な技術向上の取組みを実施します。

○研究成果の発表・周知(衛生試験所、食品衛生課、食肉衛生検査所)

各試験検査機関や職員が調査研究した成果は、県、国等が設定する研修会等にて発表し、積極的に業務に活用するとともに、ホームページ等を活用してその内容を周知します。

3 食品の安全を守る人材育成の推進

市では、行政職員が最新の知識や技術を習得するため、国・県等が実施する研修会・講習会に積極的に参加し、専門性を高めます。

また、食品等事業者に対し、最新の知識についての情報を提供し、最新技術の習得を支援します。

主な事業

○行政職員に対する教育訓練(食品衛生課、衛生試験所、食肉衛生検査所、畜産課)

食品の安全性確保に携わる行政職員が最新の知識や技術を習得し、専門性を持って業務を行うことができるよう計画的に実施します。また、国等が開催する研修会に積極的に参加します。

業務分野	内容
食品衛生監視・指導	・食品衛生監視員等に対する研修会
食品表示	・食品表示相談窓口の担当職員に対する関係法令や監視指導に関する研修会
食品の細菌・理化学検査技術	・試験検査担当者に対する研修会
食肉衛生検査技術	・食肉衛生検査技術に関する研修会
安全な畜産物の生産	・家畜保健衛生所業績発表会等

項目	単位	2017 年度 (実績)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
「食の安全」研修会の開催回数	回	1	1	1	1	1	1	食品衛生課

○食品安全に携わる人材の育成支援(食品衛生課)

食品に関わる食品等事業者が食品の安全を守る人材を自主的に育成するために、最新の知識や技術の習得を支援します。

支援対象	業務内容	支援の内容	担当課
食品衛生指導員 (岐阜市食品衛生協会)	食品関連施設を巡回し、食品衛生知識の普及や簡易細菌検査などの自主的な衛生管理活動を実施	最新の食品衛生に関する情報を提供	食品衛生課
岐阜市食品衛生協会	食品衛生責任者養成講習会並びに食品衛生責任者講習会の実施	講習会へ講師を派遣	食品衛生課

○目標数値等一覧

	項目	単位	2017年度 (実績)※1	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
1	食品表示講習会(事業者対象)の受講者数(累計)	人	289	100	200	300	400	500	食品衛生課 保健医療課 (※2 健康増進課)
2	食品衛生責任者養成講習会実施回数	回	4	4	4	4	4	4	食品衛生課
3	食品衛生責任者講習会実施回数	回	31	31	31	31	31	31	食品衛生課
4	市内に流通する食品(鶏卵・食肉)の細菌汚染実態調査の検査数(累計)	検体	16	15	30	45	60	75	食品衛生課
5	集団給食施設の調理従事者等を対象とした衛生講習会の実施(集団給食施設)(累計)	(受講者) 人	916	500	1,000	1,500	2,000	2,500	食品衛生課
6	アレルギー検査数(学校給食を除く)(累計)	検体	5	5	10	15	20	25	食品衛生課
7	アレルギー検査数(学校給食)(累計)	検体	—	5	15	25	35	45	食品衛生課
8	残留農薬検査実施数(累計)	検体	36	35	70	105	140	175	食品衛生課
9	市内産農産物の残留農薬基準超過件数	件	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	食品衛生課 農林課
10	食品添加物検査実施数(輸入食品を含む)(累計)	検体	111	110	220	330	440	550	食品衛生課
11	遺伝子組換え検査	件	—	該当する食品の製造が疑われたとき					食品衛生課
12	ダイオキシン類常時監視	地点	21	21	21	21	21	21	環境保全課
13	河川重金属類	地点	17	17	17	17	17	17	環境保全課
14	河川 PCB	河川	3	3	3	3	3	3	環境保全課
15	河川底質 PCB	河川	3	3	3	3	3	3	環境保全課
16	地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	地点	30	30	30	22	22	22	環境保全課
17	市内産米のカドミウム検査数(累計)	検体	2	2	4	6	8	10	食品衛生課
18	あゆのPCB及び重金属検査数(累計)	検体	2	2	4	6	8	10	食品衛生課
19	近海魚の重金属検査数(累計)	検体	4	4	8	12	16	20	食品衛生課
20	牛乳のPCB検査数(累計)	検体	5	5	10	15	20	25	食品衛生課
21	畜産農家への巡回指導	—	全農場	全農場	全農場	全農場	全農場	全農場	畜産課

22	抗生物質・合成抗菌剤検査実施数(流通品)(累計)	検体	23	18	36	54	72	90	食品衛生課
23	抗生物質・合成抗菌剤・内部寄生虫用剤検査実施数(と畜場及び食鳥処理場)(累計)	検体	761	750	1,500	2,250	3,000	3,750	食肉衛生検査所
24	食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数(累計)	回	24	20	40	60	80	100	食品衛生課 保健医療課 (※2 健康増進課)
25	市内に流通する輸入食品(農産物等)の残留農薬検査実施数(累計)	検体	9	10	20	30	40	50	食品衛生課
26	市内に流通する輸入食品(加工食品)の食品添加物検査実施数(累計)	検体	11	12	24	36	48	60	食品衛生課
27	市内に流通する輸入食肉等の残留動物用医薬品検査実施数(累計)	検体	—	5	10	15	20	25	食品衛生課
28	岐阜市食ベキリ協力店登録店舗数(累計)※3	店	—	90	120	150	—	—	低炭素・資源循環課
29	リスクコミュニケーション事業等の参加者数(累計)	人	933	150	300	450	600	750	食品衛生課
30	リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	%	95	90	90	90	90	90	食品衛生課
31	「広報ぎふ」での情報提供数(累計)	回	20	15	30	45	60	75	食品衛生課
32	食品安全対策協議会参加回数	回	3	3	3	3	3	3	食品衛生課
33	ぎふ地産地消推進の店認定店舗数(年度末現在)	店舗	128	135	135	135	135	135	農林課
34	農産物直売所販売額(おんさい広場 鷺山店)	億円	8.4	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	農林課
35	市内学校給食における県内産野菜の使用割合(年間)	%	27	23	23	23	23	23	学校給食課
36	市内学校給食の牛乳消費量に占める県内産牛乳の割合(年間)	%	100	100	100	100	100	100	学校給食課
37	市内学校給食における岐阜県産「はつしも」の使用割合(年間)	%	100	100	100	100	100	100	学校給食課
38	「食の安全」研修会の開催回数	回	1	1	1	1	1	1	食品衛生課

※1 累計目標としている指標については、第3期計画期間中平成29(2017)年度までの平均値

※2 平成29(2017)年度までは担当課に健康増進課を含む。

※3 2022年度以降の目標は未定であり、今後、設定を検討。

用語等解説

コンプライアンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P5)

「～に應じること」という意味の英語（compliance）です。そこから派生して、「法令遵守を含めた『社会の期待』に應えること」という意味で使われます。

食品衛生責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P5)

食品を製造・販売する施設では、取り扱う食品の種類によって保健所による営業の許可や届出が必要です。こうした施設では、施設の衛生管理や食品の衛生的な取り扱いを徹底するために、食品衛生に関する責任者を定めることが義務付けられています。

食品衛生責任者には、その施設で働く従業員のリーダーとして、食品の安全確保に取り組んでいただけるよう、毎年1回、食品衛生責任者講習会を受講していただくことになっています。

HACCP（ハサップ）システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P6)

Hazard Analysis Critical Control Points（危害分析重要管理点）システムといい、米国NASAが宇宙食の微生物学的安全性確保を目的として開発した衛生管理システムです。

従来のように、最終製品を検査して安全基準をクリアしているかを確認するのではなく、原材料から最終製品に至る一連の工程の中で、特に最終製品の安全性確保上必須の工程を重点的かつ連続的に管理することにより、より信頼性の高い安全性確認が可能となるとともに、危害発生に対してリアルタイムに対処することができるシステムです。

公共食等・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P7)

学校、病院、保育所、社会福祉施設等の公共的な機関で提供される給食や、祭りなど各種イベントで提供される食を指します。

ジビエ・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P8)

狩猟の対象となっている野生鳥獣の食肉全てを指しますが、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」では、イノシシ及びシカを対象としています。

アレルギーを含む食品の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P8)

過去の健康危害の程度や頻度を考慮し、表示義務が食品表示法により下記のとおり定められています。(令和3(2021)年3月現在)

【義務とされている表示：特定原材料7品目】

えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生

【推奨されている表示：特定原材料に準ずるもの21品目】

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

放射性物質の基準値・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P9)

食品衛生法で定められている放射性物質の基準値は、東京電力福島第一原子力発電所事故後の長期的な状況に対応するため、半減期が比較的長く、長期的な影響を考慮する必要がある放射性物質が対象とされています。

具体的には、大気中に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上の放射性物質すべて(セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106)が対象です。

対象の放射性物質のうち、セシウム以外の放射性物質については、測定に非常に時間がかかることから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値が設定されています。そしてこの数値は「その食品を食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が十分小さく安全なレベル」とされています。

放射性セシウムとの比率の計算は、穀類・乳製品といった食品分類ごとに、それぞれ食品の特性が考慮されています。

これをもとに、各食品の放射性セシウムの基準値を、下記のとおり設定しています。

【放射性セシウムの新たな基準値】(単位：ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

この基準値に沿って、農畜水産物や食品に含まれる放射性物質を各自治体が測定し、結果をホームページ等で公表しています。そして、仮に基準値を上回る場合、生産している地域ごとに出荷を止め、消費者の元に届かないようにしています。

※放射性物質の検査対象自治体

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

放射性物質関連用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P9）

放射線	物質を通過する高速の粒子や波長が短い電磁波のこと。アルファ線、ベータ線、ガンマ線など。
放射性物質	放射線を出す物質のこと。
放射能	放射性物質が放射線を出す能力のこと。
ベクレル	放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位。記号は Bq。
シーベルト	放射線の健康影響を表す単位。記号は Sv。 1 シーベルト(Sv)=1,000 ミリシーベルト(mSv)

残留農薬の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P9）

食品中に残留する農薬が、人の健康に害を及ぼすことのないよう、国が全ての農薬について残留基準を設定しています。

残留基準は、食品安全委員会が、人が一生摂取し続けても安全と評価した量の範囲で、食品ごとに設定されています。

農薬が基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により禁止されており、農林水産省が残留基準に沿って、農薬取締法により使用基準を定めているほか、輸入時には検疫所において、残留農薬の検査等が行われています。

食品添加物の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P10）

食品添加物の安全性を確保するため、内閣府食品安全委員会が評価を行い、人の健康を損なう恐れがない場合に限り、食品添加物の使用が認められています。また、使用が認められた食品添加物についても、一人当たりの摂取量を継続的に調査し、安全性を確認しています。

そして、食品がこうした使用基準に適合しているかどうか、国内に流通する食品（輸入食品を含む）を行政機関が監視しています。

遺伝子組換え食品の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P10）

市場に流通している遺伝子組換え食品は、食品安全委員会が安全性評価を行った結果、問題がないと判断された食品です。

また、検疫所では、安全性が審査されていない遺伝子組換え食品が国内に流通しないよう、輸入時の届出の確認や抜き取り検査を行っています。

遺伝子組換え食品を含む食品の表示は、分別生産流通管理が行なわれた遺伝子組換え食品の場合、「遺伝子組換え食品」である旨が義務表示、遺伝子組換え食品と非遺伝子組換え食品が分別されていない場合、「遺伝子組換え不分別」である旨が義務表示となっています。

抗生物質と薬剤耐性菌・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P12）

細菌が原因で起きる人や動物の感染症の治療には、ペニシリン系やテトラサイクリン系などの抗生物質がよく利用されます。その意味で、抗生物質は私たちにとって非常に有用な薬であると言えます。

ところが、抗生物質を使いすぎると、細菌の中に抗生物質に対する抵抗力を持つものが現れることがあります。院内感染などで社会問題化したMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）が有名です。

抗生物質の効かないこうした薬剤耐性菌を作らないため、言い換えれば抗生物質の有効性を守るためにも、安易な抗生物質の利用は慎まなければなりません。このため、畜産の分野でも抗生物質に頼らない生産を目指しています。

BSE・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P13）

牛海綿状脳症という牛の病気の一つです。BSE プリオンと呼ばれる病原体が脳などに蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動などの末、最終的には死に至るとされています。症状が出るまでの期間はほとんどの場合が4年から6年と長く、現在、治療法は確立していません。

この病気が牛の間で広まったのは、BSE に感染した牛の脳、脊髓、回腸の一部等にBSE プリオンが蓄積し、これを原料に生産された肉骨粉を飼料として使用したことが原因と考えられています。

1995 年、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）患者が初めて確認されました。vCJD は BSE との関連性が示唆されており、BSE の人への感染が懸念される事態となりました。その後、牛の脳や脊髓などの組織を家畜の飼料に混ぜないといった規制が行われた結果、世界中で BSE の発生は激減しました。

除去すべき特定部位

- ・ 全月齢
扁桃、回腸遠位部
- ・ 30 か月齢超
頭部（舌・頬肉・皮は食用可）、脊髓

健康食品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P13)

近年、いわゆるサプリメント等、健康食品と呼ばれる商品が多数出回っています。では、健康食品とはどのようなものなのでしょうか。

一般的には、健康食品とは、通常の食品に比べてその成分に特徴があり、健康維持などの目的や効果を期待して使用される食品のことをいいます。しかし、法律上は、私たちの口に入るものは、食品か医薬品のどちらかに分類され、健康食品という分類はありません。

したがって、健康食品といえども、あくまで食品の一部であり、医薬品的な効能効果を期待することはできません。医薬品的効能効果を標ぼうして食品の販売等を行うと、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に抵触することになります。また、健康の保持増進の効果等に関して、「著しく事実と相違する」「著しく人を誤認させる」ような広告等の表示をすることは、「健康増進法」に抵触するおそれがあります。

健康食品を摂取する際には、まず通常の食事を基本とし、足りない栄養素等を補うという考え方で選ぶことが大切です。また、選択に迷ったら、専門家に相談しましょう。

表示に関する主な法律と規制の概要・・・・・・・・・・・・・(P14)

食品表示法

食品の表示は、これまで複数の法律に定めがあり、非常に複雑なものでしたが、食品衛生法、JAS 法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化し、事業者にも消費者にもわかりやすい制度を目指した「食品表示法」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

健康増進法

国民の栄養改善と健康増進を目的としています。健康増進効果などについて虚偽・誇大な表示を禁止する規定があります。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質・有効性及び安全性を確保することを目的としています。食品は、医薬品的な効能効果を標ぼうすることはできず、医薬品的な効能効果を標ぼうするとその食品は医薬品とみなされ、無承認の医薬品として同法違反となります。

不当景品類及び不当表示防止法

消費者を惑わす過大な景品付きの販売や、誇大広告、不当表示を規制し、公正な競争を確保し消費者の利益を保護しています。実際のものよりも著しく優良・有利であるかのような表示は禁止されています。

米トレーサビリティ法

米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートを手早く特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存します。また、お米の産地情報を取引先や消費者に伝達します。

3(さん)・3(さん)プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・(P16)

生ごみを減らす3つの方法「3(さん)キリ(食材の使いキリ・料理の食べキリ・生ごみの水キリ)」と、地球のことを考えて、買い物・調理・片付けをする調理方法「3R(スリーアール)(Reduce(リデュース) ごみの発生を減らす・Reuse(リユース) 繰り返し使う・Recycle(リサイクル) 再生利用する) クッキングを合わせて実践し、生ごみを効果的に減らす取り組みのことです。誰でも簡単に始めることができ、多くの人が取り組むことによって、大きな効果に繋がるため、岐阜市が推進しています。

食品のリスクとリスクコミュニケーション・・・・・・・・・・・・(P18)

ある食品が安全かどうかは、食べる量と毒性によって決まります。私たちが生きていくうえで欠かせない水や栄養素であっても大量に摂ると、健康に悪影響があります。普通に食べている一般的な食品であっても、天然の発がん物質や毒性がよくわかっていない未知の物質が含まれていることがあり、そういう意味で「絶対に安全」と言い切れる食品は存在しません。(食品にゼロリスクはない)

安全な食品かどうかは、白黒で2つに分けられるものではなく、リスクが低いか高いかで判断し、必要な対策を考えていくことが必要です。



リスクが非常に高い食品は、食べないという対策となるでしょうし、リスクが中程度であれば、リスクを減らすように工夫して食べる(例えば、有毒物質の含まれる山菜のあく抜きをする、肉はよく焼いて食べる、など)という対策を考える必要があります。

どの程度のリスクなら許容できるのか、リスクを減らすためにはどんな対策が必要なのかを、科学的な根拠となる情報を基にして、みんなで考えていくことが、リスクコミュニケーションと言えます。

ぎふクリーン農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P21)

有機物等を有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の効率的な使用と節減を基本とし、生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業として岐阜県が推進する事業です。

化学肥料（窒素成分）及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べていずれも 30%以上削減した栽培が「ぎふクリーン農業」とされています。

GAP・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P21)

農業生産工程管理の略です。

より安全な農作物を生産するために、農産物の生産及び出荷の段階で、発生し得る危害や環境への悪影響等の要因（リスク）を分析して農作業の点検項目を定め、点検項目に従い実践した結果をチェックして記録に残し、記録を分析して新たな点検項目を定めることを繰り返し、リスクを最小限にとどめる仕組みです。